

平成 26 年 2 月 議 会

議 案 説 明 資 料

目 次

- | | | | | |
|---|----------|---------------------------------------|-----|-----|
| 1 | 議案第 1 号 | 平成25年度福岡市一般会計補正予算案(第4号) | ... | 1 頁 |
| 2 | 議案第 9 号 | 平成25年度福岡市公共用地先行取得事業特別
会計補正予算案(第2号) | ... | 7 頁 |
| 3 | 議案第 16 号 | 福岡市地域防災計画に定める大規模工場等の用途
及び規模を定める条例案 | ... | 9 頁 |

市 民 局

1 議案第 1 号

平成25年度福岡市一般会計 補正予算案（第4号） 〈市民局所管分〉

〔歳入〕

予算案 説明書 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
				千円	千円	千円
4	16 国庫支出金	2 国庫補助金	1 総務費 国庫補助金	114,863	△ 3,100	111,763
6			11 緊急経済対策費 国庫補助金	—	299,194	299,194
7	17 県支出金	2 県補助金	1 総務費 県補助金	28,342	△ 8,000	20,342
11	23 市債	1 市債	1 総務債	319,000	△ 260,000	59,000
歳入計				462,205	28,094	490,299

節		説明
区分	金額	
1 社会教育施設整備費補助金	千円 △ 3,100	社会資本整備総合交付金交付要綱に基づく交付金の減額 (公民館改築事業費の減額)
1 地域の元気臨時交付金	299,194	地域の元気臨時交付金交付要綱に基づく交付金の追加 (スポーツ施設整備事業, 社会教育施設整備事業, 庁舎等整備事業, 人権のまちづくり館整備事業へ充当)
3 社会教育施設整備費補助金	△ 8,000	福岡県再生可能エネルギー発電設備導入促進事業費補助金交付要綱に基づく補助金の減額 (公民館太陽光発電設備設置事業の不採択による減額)
1 スポーツ施設整備債	△ 18,000	スポーツ施設整備事業に充当する起債の減額 (地区体育館施設整備事業費の減額及び地域の元気臨時交付金の充当による起債の減額)
2 社会教育施設整備債	△ 164,000	社会教育施設整備事業に充当する起債の減額 (公民館改築事業費及び市民センター施設整備事業費の減額並びに地域の元気臨時交付金の充当による起債の減額)
3 庁舎建設債	△ 64,000	庁舎等整備事業に充当する起債の減額 (地域の元気臨時交付金の充当による起債の減額)
4 人権のまちづくり館整備債	△ 14,000	人権のまちづくり館整備事業に充当する起債の減額 (地域の元気臨時交付金の充当による起債の減額)
	28,094	

〔歳 出〕

予算案 説明書 ページ	款	項	目	補正前の額	補 正 額	計
				千円	千円	千円
14 ～ 15	2 総 務 費	1 総務管理費	13 人 権 施 策 推 進 費	658,484	—	658,484
14 ～ 15			14 ス ポ ー ツ 振 興 推 進 費	2,593,491	△ 12,035	2,581,456
16 ～ 17			19 コ ミ ュ ニ ティ 振 興 費	4,419,627	△ 50,840	4,368,787

節		説明	
区分	金額	区分	金額
	千円		千円
			人権のまちづくり館等事業費 施設管理費 〔関連歳入〕 (16) 国庫支出金 18,734 千円 地域の元気臨時交付金 (23) 市債 △ 14,000 千円 人権のまちづくり館整備債
13	委託料		スポーツ施設費の減額 △ 12,035 (地区体育館施設整備事業の改修方法の変更等に伴う減) 〔関連歳入〕 (16) 国庫支出金 3,023 千円 地域の元気臨時交付金 (23) 市債 △ 18,000 千円 スポーツ施設整備債
15	工事請負費		
12	役務費		1.コミュニティ自律経営推進経費の減額 △ 17,840 ア コミュニティ活動支援 △ 4,340 (自治協議会設立数が見込みを下回ったことによる補助金の減) イ コミュニティ活動の環境づくり △ 13,500 (市民活動保険保険料の契約落差金等)
15	工事請負費		2.公民館等経費の減額 △ 12,000 公民館建設費 (公民館改築事業の契約落差金等の減)
19	負担金、補助及び交付金	7 コミュニティ活動支援補助金	△ 4,340 △ 4,340 〔関連歳入〕 (16) 国庫支出金 186,121 千円 社会教育施設整備費補助金 △ 3,100 地域の元気臨時交付金 189,221 (17) 県支出金 △ 8,000 千円 社会教育施設整備費補助金 (23) 市債 △ 163,000 千円 社会教育施設整備債

予算案 説明書 ページ	款	項	目	補正前の額	補 正 額	計
16 ～ 17			20 区政推進費	2,137,680	△ 28,260	2,109,420
歳 出 計				9,809,282	△ 91,135	9,718,147

節		説明	
区分	金額	区分	金額
			3.市民センター経費の減額 △ 21,000 施設整備費 (市民センター施設整備事業の契約落差金等の減) (関連歳入 (16) 国庫支出金 2,500 千円 地域の元気臨時交付金 (23) 市債 △ 1,000 千円 社会教育施設整備債))
17 公有財産 購入費	△ 28,260		区政管理費の減額 △ 28,260 香椎副都心公共施設整備 (長期債利子の利率変更等に伴う公有財産購入費の減) (関連歳入 (16) 国庫支出金 85,716 千円 地域の元気臨時交付金 (23) 市債 △ 64,000 千円 庁舎建設債))
	△ 91,135		

2 議案第 9 号

平成25年度福岡市公共用地先行取得事業特別会計 補正予算案（第2号）〈市民局所管分〉

〔 歳 入 〕

予算案 説明書 ページ	款	項	目	補正前の額	補 正 額	計
				千円	千円	千円
113	1 事業収入	1 事業収入	1 財産売払収入	65,160	△ 28,260	36,900
歳 入 計				65,160	△ 28,260	36,900

〔 歳 出 〕

予算案 説明書 ページ	款	項	目	補正前の額	補 正 額	計
				千円	千円	千円
114 ～ 115	1 公債費	1 公債費	2 利子	65,160	△ 28,260	36,900
歳 出 計				65,160	△ 28,260	36,900

節		金額	説明
区分			
1	土地売払収入	千円 △ 28,260	先行取得用地の処分代金の減額 (長期債利子の減額)
		△ 28,260	

節		説明	
区分	金額	区分	金額
28	千円 △ 28,260		千円 △ 28,260
			長期債利子の減額 先行取得債 △ 28,260
			〔 関連歳入 (1) 事業収入 土地売払収入 △ 28,260 千円 〕
	△ 28,260		

3 議案第16号 福岡市地域防災計画に定める大規模工場等の用途及び規模を定める条例案

議案番号	第16号
名 称	福岡市地域防災計画に定める大規模工場等の用途及び規模を定める条例案
理 由	<p>近年多発する豪雨災害による被害を軽減させるため、多様な主体の参画により地域の水防力を強化するために、水防法が一部改正された。（平成25年7月11日施行）</p> <p>これに伴い、自主的な浸水防止の取り組みを一層促す大規模工場等を、市町村の地域防災計画に位置付けるにあたり、その用途及び規模を市町村の条例で定める必要があることから、「福岡市地域防災計画に定める大規模工場等の用途及び規模に関する基準を定める条例」を制定するもの。</p>
根拠法令	水防法（昭和24年法律第193号）
内 容	<p>福岡市地域防災計画に定める、大規模工場等の用途及び規模は、法の趣旨及び国土交通省令の基準を踏まえ、用途は工場、作業場又は倉庫とし、規模は、原則として延べ面積が5,000平方メートル以上であることとするもの。</p> <p>なお、この条例は、公布の日より施行する。</p>

福岡市地域防災計画に定める大規模工場等の用途及び規模を定める条例案

水防法（昭和24年 法律第193号）第15条第1項第3号ハに規定する条例で定める大規模な工場その他の施設（以下「大規模工場等」という。）の用途及び規模は、次に定めるところによる。

- (1) 大規模工場等の用途は、工場、作業場又は倉庫であること。
- (2) 大規模工場等の規模は、延べ面積が5,000平方メートル以上であること。
ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

1. 大規模工場等に関する水防法の改正内容

(1) 市町村の地域防災計画に定める大規模工場等の追加

〔水防法15条第1項及び第3号イ～ハより抜粋〕 ____は改正部分
 (浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置)
第十五条 市町村防災会議は、前条第一項の規定により浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第三号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

一・二 (略)

三 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

イ 地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。次条において同じ。)でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ 要配慮者利用施設(主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。)でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設(イ又はロに掲げるものを除く。)であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの(第十五条の四において「大規模工場等」という。)でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

(2) 市町村の地域防災計画に定める大規模工場等が行う自衛水防の取り組み

〔水防法15条の4より抜粋〕 新設
 (大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の四 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

2 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

2. 市町村の条例で定める大規模工場等の用途及び規模に関する基準

(1) 国の考え方について

〔水防法施行規則第3条より抜粋〕新設

(大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準)

第三条 法第十五条第一項第三号ハの国土交通省令で定める基準は、工場、作業場又は倉庫で、延べ面積が一万平方メートル以上のものであることとする。

【用途】

工場、作業場又は倉庫は、地域の社会経済活動に加え、より広範なサプライチェーンにも重大な影響を与えるおそれがあることによる。

【規模】

全国の製造品総出荷額の半数以上を占める工場等の規模を、全国の工業統計データを基に試算した結果、一施設当たりの延べ面積10,000平方メートル以上の出荷額の合計が、総出荷額の半数以上となったことによる。

(2) 福岡市の考え方について

国土交通省令の基準を参酌し以下のとおりとする。

【用途】

国の基準で定めるとおり、工場、作業場又は倉庫とする。

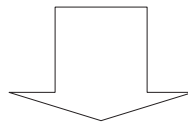
【規模】

国の考え方に準拠し、福岡市の工業統計データを基に試算した結果、一施設当たりの延べ面積5,000平方メートル以上の工場等の出荷額の合計が、福岡市の製造品総出荷額の半数以上を占めていることによる。

(参考) 水防法の改正による浸水被害を防止する措置について

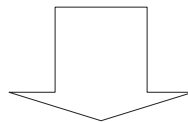
〔浸水被害を防止する措置の概略フロー〕

浸水想定区域内にある大規模工場等で、市町村の条例に定める用途及び規模に該当するものは、自衛水防への取り組みを申し出ることができることとなった。



大規模工場等から取り組みの申し出があったときは、市町村の地域防災計画にその施設の名称及び所在地を明記する。

※地域防災計画に明記された施設の所有者等は、浸水防止に関する計画や自衛水防組織の設置、訓練の実施などに努めなければならない。(努力義務)



市町村から各施設への、洪水予報等の伝達手法を整備し、情報伝達を実施する。